

## 新旧対照表

### 電気需給約款 特別高圧 新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

旧	新
<p>(表紙)</p> <p>電気需給約款 (特別高圧)</p> <p>2020年 11月 1日実施</p> <p>王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社</p>	<p>(表紙)</p> <p>電気需給約款 (特別高圧)</p> <p>2022年 8月 1日実施</p> <p>王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社</p>
<p>I 総則</p> <p>3 定義</p> <p>次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。</p> <p>(1) お客さま</p> <p>当社と需給契約 (需給契約書および本約款を総称して「需給契約」といいます。) を締結し、需給契約および本約款に基づいて当社より電気の供給を受けるお客さまをいいます。</p> <p>(2) 需給契約書</p> <p>本約款に基づいて当社が電気を供給し、お客さまがこの供給を受けることを目的として、お客さまと当社との間で締結する「電気需給契約書」をいいます。</p> <p>(3) 契約負荷設備</p> <p>契約上お客さまが使用できる負荷設備をいいます。</p> <p>(4) 契約受電設備</p>	<p>I 総則</p> <p>3 定義</p> <p>次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。</p> <p>(1) お客さま</p> <p>当社と需給契約 (需給契約書および本約款を総称して「需給契約」といいます。) を締結し、需給契約および本約款に基づいて当社より電気の供給を受けるお客さまをいいます。</p> <p>(2) 需給契約書</p> <p>本約款に基づいて当社が電気を供給し、お客さまがこの供給を受けることを目的として、お客さまと当社との間で締結する「電気需給契約書」をいいます。</p> <p>(3) 契約負荷設備</p> <p>契約上お客さまが使用できる負荷設備をいいます。</p> <p>(4) 契約受電設備</p>

契約上お客さまが使用できる受電設備であって、受電電圧と同位の電圧を一次側電圧とする変圧器およびその二次側に施設される変圧器をいいます。

(5) 一般送配電事業者

お客さまの需要場所を供給区域とする電気事業法に定める一般送配電事業者をいいます。

(6) 特別高圧

標準電圧 7,000 ボルトをいいます。

(7) 契約電力

契約上お客さまが使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(8) 契約使用期間

契約上お客さまが電気を使用できる期間をいいます。

(9) 供給開始日

当社が、お客さまと協議のうえで、一般送配電事業者と締結する接続供給契約に基づき需給契約書において定める接続供給開始日をいいます。

(10) 計量日

一般送配電事業者が需要場所に設置する計量計で使用電力量および最大需要電力を測定した日をいいます。

(11) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいい、別紙 2 に定めるところによります。

(12) 最大需要電力

需要電力の最大値であって、一般送配電事業者が需要場所に設置する 30 分最大需要電力計（以下「30 分最大需要電力計」といいます。）により計量される値をいいます。

(13) 使用電力量

お客さまが当社から電気の供給を受けて使用した電力量で、一般送配電事業者が需要場

契約上お客さまが使用できる受電設備であって、受電電圧と同位の電圧を一次側電圧とする変圧器およびその二次側に施設される変圧器をいいます。

(5) 一般送配電事業者

お客さまの需要場所を供給区域とする電気事業法に定める一般送配電事業者をいいます。

(6) 特別高圧

標準電圧 7,000 ボルトをいいます。

(7) 契約電力

契約上お客さまが使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(8) 契約使用期間

契約上お客さまが電気を使用できる期間をいいます。

(9) 供給開始日

当社が、お客さまと協議のうえで、一般送配電事業者と締結する接続供給契約に基づき需給契約書において定める接続供給開始日をいいます。

(10) 計量日

一般送配電事業者が需要場所に設置する計量計で使用電力量および最大需要電力を測定した日をいいます。

(11) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいい、別紙 2 に定めるところによります。

(12) 最大需要電力

需要電力の最大値であって、一般送配電事業者が需要場所に設置する 30 分最大需要電力計（以下「30 分最大需要電力計」といいます。）により計量される値をいいます。

(13) 使用電力量

お客さまが当社から電気の供給を受けて使用した電力量で、一般送配電事業者が需要場

所に設置する計量計を用いて測定された電力量をいいます。

(14) 需要場所

お客さまが当社から供給された電気を使用する場所であって、需給契約書に定める場所をいいます。

(15) 需給地点

電気の需給が行われる地点であって、需給契約書をもって定める地点をいいます。

(16) 供給地点特定番号

対象需給地点を特定するための識別番号をいいます。

(17) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(18) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(19) ピーク時間

夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間、中部電力株式会社・関西電力株式会社管内の需要場所については、夏季の午前10時から午後5時までの時間をいいます。ただし、休日等における該当時間を除きます。尚、北海道電力株式会社管内の需要場所については、その限りではありません。

(20) ピーク時間 (ウィークエンド)

中国電力株式会社管内の需要場所については、夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし、週末における該当時間を除きます

(21) 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間および休日等における該当時間を除きます。

(22) 夜間時間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

(23) 休日等

所に設置する計量計を用いて測定された電力量をいいます。

(14) 需要場所

お客さまが当社から供給された電気を使用する場所であって、需給契約書に定める場所をいいます。

(15) 需給地点

電気の需給が行われる地点であって、需給契約書をもって定める地点をいいます。

(16) 供給地点特定番号

対象需給地点を特定するための識別番号をいいます。

(17) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(18) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(19) ピーク時間

夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間、中部電力パワースタッフ株式会社・関西電力送配電株式会社管内の需要場所については、夏季の午前10時から午後5時までの時間をいいます。ただし、休日等における該当時間を除きます。尚、北海道電力ネットワーク株式会社管内の需要場所については、その限りではありません。

(20) 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間および休日等における該当時間を除きます。

(21) 夜間時間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

(22) 休日等

日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日および一般送配電事業者が定める休日をいいます。

(24) 週末

土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日および一般送配電事業者が定める休日をいいます

(25) 夏季平日

夏季の月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日をいいます。ただし、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日および一般送配電事業者が定める休日を除きます。中国電力株式会社管内の需要場所については、ピーク時間（ウィークエンド）における該当時間を除きます。

(26) 夏季休日

夏季の土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日および一般送配電事業者が定める休日をいいます。

(27) その他季平日

その他季の月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日をいいます。ただし、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日および一般送配電事業者が定める休日を除きます。

(28) その他季休日

その他季の土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日および一般送配電事業者が定める休日をいいます。

(29) 燃料費調整額

燃料費の変動を電気料金に反映させるための制度にもとづいて別紙 1（燃料費調整）に記載の方法により算出された値をいいます。

(30) 貿易統計

関税法に基づき公表される統計をいいます。

(31) 部分供給

部分供給とは、「複数の電気事業者の電源から一需要場所に対して、各々の発電した電

日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日および一般送配電事業者が定める休日をいいます。

(23) 夏季平日

夏季の月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日をいいます。ただし、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日および一般送配電事業者が定める休日を除きます。

(24) 夏季休日

夏季の土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日および一般送配電事業者が定める休日をいいます。

(25) その他季平日

その他季の月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日をいいます。ただし、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日および一般送配電事業者が定める休日を除きます。

(26) その他季休日

その他季の土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日および一般送配電事業者が定める休日をいいます。

(27) 燃料費調整額

燃料費の変動を電気料金に反映させるための制度にもとづいて別紙 1（燃料費調整）に記載の方法により算出された値をいいます。

(28) 貿易統計

関税法に基づき公表される統計をいいます。

(29) 部分供給

部分供給とは、「複数の電気事業者の電源から一需要場所に対して、各々の発電した電

<p>気が物理的に区分されることなく、1 引き込みを通じて一体として供給される形態」をいいます。</p> <p>(32) 全量供給 全量供給とは、「当社から一需要場所に対して、引き込みを通じて全量を供給される形態」をいいます。</p> <p>(33) 請求対象月 請求対象月とは、原則として計量日の前日が属する月をいいます。</p>	<p>気が物理的に区分されることなく、1 引き込みを通じて一体として供給される形態」をいいます。</p> <p>(30) 全量供給 全量供給とは、「当社から一需要場所に対して、引き込みを通じて全量を供給される形態」をいいます。</p> <p>(31) 請求対象月 請求対象月とは、原則として計量日の前日が属する月をいいます。</p>
<p>Ⅲ 契約種別および料金</p> <p>10 契約種別</p> <p>(1) 契約種別は次のとおりとし、お客さまに適用される契約種別は、本条(2)ないし(7)に従いお客さまと当社が協議のうえ需給契約書をもって定めるものとします。 標準電力、季節別時間帯別電力、休日高負荷電力、<u>ウィークエンド電力</u>、臨時電力、自家発補給電力、予備電力</p> <p>(2) 標準電力 平日の昼間に電気のご使用が多いお客さまを対象といたします。</p> <p>(3) 季節別時間帯別電力 夜間、日曜日・祝日などに電気のご使用が多いお客さまを対象といたします。</p> <p>(4) 休日高負荷電力 土曜日、日曜日・祝日などに電気のご使用が多いお客さまを対象といたします。</p> <p><u>(5) ウィークエンド電力</u> <u>休日高負荷電力と同様に、週末に電気のご使用が多いお客様を対象といたします。</u></p> <p>(6) 臨時電力 お客さまとの間で締結する需給契約に定める契約使用期間が1年未満の需要を対象といたします。また、契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときも、臨時電力の対象といたします。</p>	<p>Ⅲ 契約種別および料金</p> <p>10 契約種別</p> <p>(1) 契約種別は次のとおりとし、お客さまに適用される契約種別は、本条(2)ないし(7)に従いお客さまと当社が協議のうえ需給契約書をもって定めるものとします。 標準電力、季節別時間帯別電力、休日高負荷電力、臨時電力、自家発補給電力、予備電力</p> <p>(2) 標準電力 平日の昼間に電気のご使用が多いお客さまを対象といたします。</p> <p>(3) 季節別時間帯別電力 夜間、日曜日・祝日などに電気のご使用が多いお客さまを対象といたします。</p> <p>(4) 休日高負荷電力 土曜日、日曜日・祝日などに電気のご使用が多いお客さまを対象といたします。</p> <p>(5) 臨時電力 お客さまとの間で締結する需給契約に定める契約使用期間が1年未満の需要を対象といたします。また、契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときも、臨時電力の対象といたします。</p>

(7) 自家発補給電力

イ 契約種別が標準電力、季節別時間帯別電力または休日高負荷電力（以下総称して「常時供給メニュー」といいます。）のいずれかをご選択のお客さまが、お客さまの発電設備の検査、補修または事故（停電によるお客さまの発電設備の停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるために電気の供給を受ける場合を対象といたします。

ロ 自家発補給電力の使用に際して

(イ) お客さまには、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

(ロ) 定期検査または定期補修については、毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて、当社へ文書により通知していただきます。なお、その実施の時期を変更される場合には、その1月前までに当社に通知していただきます。

(ハ) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

(ニ) その他の事項については、需給契約書または本約款において特段の定めがある場合を除き、標準電力に準ずるものといたします。

(8) 予備電力

常時供給メニューのいずれかをご契約されるお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合を対象といたします。

イ 予備線

常時利用変電所から常時利用と同位の電圧で供給を受ける場合

ロ 予備電源

常時利用変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時利用変電所から常時利用と異なった電圧で利用する場合

(6) 自家発補給電力

イ 契約種別が標準電力、季節別時間帯別電力または休日高負荷電力（以下総称して「常時供給メニュー」といいます。）のいずれかをご選択のお客さまが、お客さまの発電設備の検査、補修または事故（停電によるお客さまの発電設備の停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるために電気の供給を受ける場合を対象といたします。

ロ 自家発補給電力の使用に際して

(イ) お客さまには、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

(ロ) 定期検査または定期補修については、毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて、当社へ文書により通知していただきます。なお、その実施の時期を変更される場合には、その1月前までに当社に通知していただきます。

(ハ) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

(ニ) その他の事項については、需給契約書または本約款において特段の定めがある場合を除き、標準電力に準ずるものといたします。

(7) 予備電力

常時供給メニューのいずれかをご契約されるお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合を対象といたします。

イ 予備線

常時利用変電所から常時利用と同位の電圧で供給を受ける場合

ロ 予備電源

常時利用変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時利用変電所から常時利用と異なった電圧で利用する場合

## 12 電気料金

(1) 契約種別を問わず、料金は、本条(1)イに定める基本料金、ロに定める電力量料金および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、予備電力の場合を除き、本条(1)ハによって力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別紙1(燃料費調整)によって算定された燃料費調整額を加算または減算したものといたします。

### イ 基本料金

基本料金は、需給契約書をもって定めるものといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合(予備電力によって電気を使用した場合を除きます。)の基本料金は、半額といたします。

### ロ 電力量料金

電力量料金は、次の定めに従い需給契約書をもって定めるものとし、その1月の季節別・時間帯別または平休日別の使用電力量によって算定いたします。

#### (イ) 標準電力・臨時電力

電力量料金は、以下の季節別によりその1月の使用電力量を算定いたします。

夏季、その他季

#### (ロ) 季節別時間帯別電力

電力量料金は、以下の時間帯別によりその1月の使用電力量を算定いたします。

ピーク時間、夏季昼間時間、その他季昼間時間、夜間時間

#### (ハ) 休日高負荷電力

電力量料金は、以下の平休日別によりその1月の使用電力量を算定いたします。

夏季平日、夏季休日、その他季平日、その他季休日

#### (ニ) ウィークエンド電力

電力量料金は、以下の平休日及び時間帯別によりその1月の使用電力量を算定いたします。ピーク時間(ウィークエンド)、夏季平日、他季平日、週末

## 12 電気料金

(1) 契約種別を問わず、料金は、本条(1)イに定める基本料金、ロに定める電力量料金および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、予備電力の場合を除き、本条(1)ハによって力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別紙1(燃料費調整)によって算定された燃料費調整額を加算または減算したものといたします。

### イ 基本料金

基本料金は、需給契約書をもって定めるものといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合(予備電力によって電気を使用した場合を除きます。)の基本料金は、半額といたします。

### ロ 電力量料金

電力量料金は、次の定めに従い需給契約書をもって定めるものとし、その1月の季節別・時間帯別または平休日別の使用電力量によって算定いたします。

#### (イ) 標準電力・臨時電力

電力量料金は、以下の季節別によりその1月の使用電力量を算定いたします。

夏季、その他季

#### (ロ) 季節別時間帯別電力

電力量料金は、以下の時間帯別によりその1月の使用電力量を算定いたします。

ピーク時間、夏季昼間時間、その他季昼間時間、夜間時間

#### (ハ) 休日高負荷電力

電力量料金は、以下の平休日別によりその1月の使用電力量を算定いたします。

夏季平日、夏季休日、その他季平日、その他季休日

(ホ) 自家発補給電力および予備電力は、それぞれ本条(2)、(3)に定めるとおりといたします。

#### ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、供給地点ごとに、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%といたします。)といたします。この場合、平均力率は、別表3(平均力率の算定)によって算定された値といたします。なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85%とみなします。

(ロ) 力率が85%を上回る場合は、その上回る1%につき基本料金を1%割引し、85%を下回る場合は、その下回る1%につき基本料金を1%割増しといたします。

(2) 自家発補給電力にかかる料金については、次の基本料金、電力量料金および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

#### イ 基本料金

基本料金は、需給契約書をもって定めるものといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、原則30%といたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

#### ロ 電力量料金

電力量料金は、以下の季節別によりその1月の使用電力量を算定するものとして、需給契約書をもって定めるものといたします。

夏季、その他季

(3) 予備電力にかかる料金については、次の基本料金、電力量料金および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

#### イ 基本料金

(二) 自家発補給電力および予備電力は、それぞれ本条(2)、(3)に定めるとおりといたします。

#### ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、供給地点ごとに、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%といたします。)といたします。この場合、平均力率は、別表3(平均力率の算定)によって算定された値といたします。なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85%とみなします。

(ロ) 力率が85%を上回る場合は、その上回る1%につき基本料金を1%割引し、85%を下回る場合は、その下回る1%につき基本料金を1%割増しといたします。

(2) 自家発補給電力にかかる料金については、次の基本料金、電力量料金および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

#### イ 基本料金

基本料金は、需給契約書をもって定めるものといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、原則30%といたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

#### ロ 電力量料金

電力量料金は、以下の季節別によりその1月の使用電力量を算定するものとして、需給契約書をもって定めるものといたします。

夏季、その他季

(3) 予備電力にかかる料金については、次の基本料金、電力量料金および別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

#### イ 基本料金



<p>基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、需給契約書をもって定めるものといたします。</p> <p>□ 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その 1 月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給メニューの該当料金を適用いたします。なお、電力量料金は、常時供給メニューの電力量料金とあわせて算定いたします。</p> <p>ハ 力率割引および割増し</p> <p>力率割引および割増しはいたしません。常時供給メニューの力率割引および割増しの適用上、予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給メニューによって使用した電気とみなします。</p>	<p>基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、需給契約書をもって定めるものといたします。</p> <p>□ 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その 1 月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給メニューの該当料金を適用いたします。なお、電力量料金は、常時供給メニューの電力量料金とあわせて算定いたします。</p> <p>ハ 力率割引および割増し</p> <p>力率割引および割増しはいたしません。常時供給メニューの力率割引および割増しの適用上、予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給メニューによって使用した電気とみなします。</p>
<p>別紙 1 (燃料費調整)</p> <p>1. 燃料調整額の算定</p> <p>当社は、以下の基準にて原油・液化天然ガス・石炭の貿易統計の輸入品の数量および価額の値を算定した原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格により、燃料調整単価を算定いたします。燃料費調整額は、当該需要場所の 1 月の使用電力量に燃料費調整単価を適用し算定いたします。</p> <p>(1) 平均燃料価格</p> <p>原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。</p> <p>なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。</p> <p>平均燃料価格 = <math>A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma</math></p> <p>A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格</p>	<p>別紙 1 (燃料費調整)</p> <p>1. 燃料費調整額の算定</p> <p>当社は、以下の基準にて原油・液化天然ガス・石炭の貿易統計の輸入品の数量および価額の値を算定した原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格により、燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価を算定いたします。燃料費調整額は、当該需要場所の 1 月の使用電力量に燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価を適用し算定いたします。</p> <p>(1) 平均燃料価格</p> <p>原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。</p> <p>なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。</p> <p>平均燃料価格 = <math>A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma</math></p> <p>A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格</p>

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α、β、γ = 別表に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

### (2) 燃料調整単価

燃料調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。なお、燃料調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X は別表に定めるものとします。

$$\text{燃料調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X) \times (4)\text{の基準単価} / 1,000$$

### (3) 燃料調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料調整適用期間に使用される電気に対し以下のとおり適用します。

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α、β、γ = 別表に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

### (2) 燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価

燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

なお、燃料価格 X は別表に定めるものとします。

#### (a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が燃料価格 X 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価} = (X - \text{平均燃料価格}) \times 2.\text{の基準単価} / 1,000$$

#### (b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が燃料価格 X 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X) \times 2.\text{の基準単価} / 1,000$$

### (3) 燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する適用期間に使用される電気に対し以下のとおり適用します。

平均燃料価格算定期間	燃料調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間	その年の請求対象月「6 月」の期間
毎年 2 月 1 日から 4 月末日までの期間	その年の請求対象月「7 月」の期間
毎年 3 月 1 日から 5 月末日までの期間	その年の請求対象月「8 月」の期間
毎年 4 月 1 日から 6 月末日までの期間	その年の請求対象月「9 月」の期間
毎年 5 月 1 日から 7 月末日までの期間	その年の請求対象月「10 月」の期間
毎年 6 月 1 日から 8 月末日までの期間	その年の請求対象月「11 月」の期間
毎年 7 月 1 日から 9 月末日までの期間	その年の請求対象月「12 月」の期間
毎年 8 月 1 日から 10 月末日までの期間	翌年の請求対象月「1 月」の期間
毎年 9 月 1 日から 11 月末日までの期間	翌年の請求対象月「2 月」の期間
毎年 10 月 1 日から 12 月末日までの期間	翌年の請求対象月「3 月」の期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月末日までの期間	翌年の請求対象月「4 月」の期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間	翌年の請求対象月「5 月」の期間

#### (4) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間	その年の請求対象月「6 月」の期間
毎年 2 月 1 日から 4 月末日までの期間	その年の請求対象月「7 月」の期間
毎年 3 月 1 日から 5 月末日までの期間	その年の請求対象月「8 月」の期間
毎年 4 月 1 日から 6 月末日までの期間	その年の請求対象月「9 月」の期間
毎年 5 月 1 日から 7 月末日までの期間	その年の請求対象月「10 月」の期間
毎年 6 月 1 日から 8 月末日までの期間	その年の請求対象月「11 月」の期間
毎年 7 月 1 日から 9 月末日までの期間	その年の請求対象月「12 月」の期間
毎年 8 月 1 日から 10 月末日までの期間	翌年の請求対象月「1 月」の期間
毎年 9 月 1 日から 11 月末日までの期間	翌年の請求対象月「2 月」の期間
毎年 10 月 1 日から 12 月末日までの期間	翌年の請求対象月「3 月」の期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月末日までの期間	翌年の請求対象月「4 月」の期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間	翌年の請求対象月「5 月」の期間

#### 2. 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。

#### 3. 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その月の使用電力量に 1. (2) によって算定された燃料費調整単価

および離島ユニバーサル調整単価を適用して、各一般送配電事業者の供給区域に応じて、以下の算式により算定される金額とします。

(1) 北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社

燃料費調整額 = 使用電力量 × 燃料費調整単価

(2) 九州電力送配電株式会社

燃料費調整額 = 使用電力量 × (燃料費調整単価 + 離島ユニバーサルサービス調整単価)

#### 4. 燃料費調整単価等の通知

当社は、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および算定された燃料費調整単価を通知いたします。

#### 5. 燃料費調整の見直し

当社は、当社が燃料費調整の算定方法が不適当になったと認める場合又は電源構成や調達条件の変更に伴い、適宜、燃料費調整について見直しを行うことがあります。

別表：燃料調整単価算出係数等

お客さまの供給地点を供給区域とする一般送配電事業者ごとに、次のとおりといたします。

別表：燃料費調整単価算出係数等

お客さまの供給地点を供給区域とする一般送配電事業者ごとに、次のとおりといたします。

供給区域	係数			燃料価格	基準単価
	$\alpha$	$\beta$	$\gamma$		
北海道電力 ネットワーク 株式会社	0.4699	なし	0.7879	37,200	18 銭 4 厘
東北電力 ネットワーク 株式会社	0.1152	0.2714	0.7386	31,400	20 銭 6 厘
東京電力 パワーグリッド 株式会社	0.1970	0.4435	0.2512	44,200	22 銭 1 厘
中部電力 パワーグリッド 株式会社	0.0275	0.4792	0.4275	45,900	22 銭
北陸電力 送配電株式 会社	0.2303	なし	1.1441	21,900	15 銭
関西電力 送配電株式 会社	0.0140	0.3483	0.7227	27,100	15 銭 6 厘
中国電力 ネットワーク 株式会社	0.1543	0.1322	0.9761	26,000	22 銭 7 厘

供給区域	係数			燃料価格	基準単価
	$\alpha$	$\beta$	$\gamma$		
北海道電力 ネットワーク 株式会社	<u>0.2860</u>	<u>0.0000</u>	<u>1.0630</u>	<u>27,300</u>	<u>21 銭 7 厘</u>
東北電力 ネットワーク 株式会社	<u>0.0644</u>	<u>0.1516</u>	<u>1.0739</u>	<u>22,800</u>	<u>24 銭</u>
東京電力 パワーグリッド 株式会社	<u>0.1129</u>	<u>0.2542</u>	<u>0.7782</u>	<u>30,400</u>	<u>24 銭 8 厘</u>
中部電力 パワーグリッド 株式会社	<u>0.0157</u>	<u>0.2733</u>	<u>0.8781</u>	<u>31,200</u>	<u>25 銭 1 厘</u>
北陸電力 送配電株式 会社	<u>0.1115</u>	<u>0.0000</u>	<u>1.3158</u>	<u>16,700</u>	<u>20 銭 7 厘</u>
関西電力 送配電株式 会社	<u>0.0068</u>	<u>0.1698</u>	<u>1.1140</u>	<u>19,300</u>	<u>21 銭</u>
中国電力 ネットワーク 株式会社	<u>0.0891</u>	<u>0.0763</u>	<u>1.1850</u>	<u>19,900</u>	<u>25 銭 6 厘</u>

四国電力 送配電株式 会社	0.2104	0.0541	1.0588	26,000	18 銭 3 厘
九州電力 送配電株式 会社	0.0053	0.1861	1.0757	27.400	12 銭 8 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

※上記供給区域は一般送配電事業者の供給区域と同一のものとします。

四国電力 送配電株式 会社	<u>0.1113</u>	<u>0.0286</u>	<u>1.2663</u>	<u>19,400</u>	<u>22 銭 3 厘</u>
九州電力 送配電株式 会社	<u>0.0023</u>	<u>0.0793</u>	<u>1.3216</u>	<u>18,500</u>	<u>18 銭 2 厘</u>

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

※上記供給区域は一般送配電事業者の供給区域と同一のものとします。

※上記の各一般電気事業者は、事業の全部の譲渡、合併または会社分割（一般送配電事業の全部を承継させるものに限ります。）によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法に基づく認可を受けてこの一般送配電事業を承継した会社を含みます。本約款において同様とします。

## 2. 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

当社は、以下の基準にて原油・液化天然ガス・石炭の貿易統計の輸入品の数量および価額の値を算定した原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格により、離島ユニバーサルサービス調整単価を算定いたします。燃料費調整額は、当該需要場所の 1 月の使用電力量に離島ユニバーサルサービス調整単価を適用し算定いたします。

### (1) 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha' + B \times \beta' + C \times \gamma'$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha'$ 、 $\beta'$ 、 $\gamma'$  = 別表に定める係数

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

### (2) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。なお、離島燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。また、離島燃料価格  $X'$ 、 $Y'$  は別表に定めるものとします。

#### (a) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が $Y'$ 円以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価 = (離島平均燃料価格 -  $X'$ ) × (4)の離島基準単価 / 1,000

#### (b) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が $Y'$ 円を上回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価 = ( $Y'$  -  $X'$ ) × (4)の離島基準単価 / 1,000

### (3) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整適用期間に使用される電気に対し以下のとおり適用します。

離島平均燃料価格算定期間

離島ユニバーサル調整単価適用期間

毎年1月1日から3月末日までの期間	その年の請求対象月「6月」の期間
毎年2月1日から4月末日までの期間	その年の請求対象月「7月」の期間
毎年3月1日から5月末日までの期間	その年の請求対象月「8月」の期間
毎年4月1日から6月末日までの期間	その年の請求対象月「9月」の期間
毎年5月1日から7月末日までの期間	その年の請求対象月「10月」の期間
毎年6月1日から8月末日までの期間	その年の請求対象月「11月」の期間
毎年7月1日から9月末日までの期間	その年の請求対象月「12月」の期間
毎年8月1日から10月末日までの期間	翌年の請求対象月「1月」の期間
毎年9月1日から11月末日までの期間	翌年の請求対象月「2月」の期間
毎年10月1日から12月末日までの期間	翌年の請求対象月「3月」の期間
毎年11月1日から翌年の1月末日までの期間	翌年の請求対象月「4月」の期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年の請求対象月「5月」の期間

(4) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。

3. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その月の使用電力量に1.(2)によって算定された燃料費調整単価と2.(2)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

$$\text{※燃料費調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{離島ユニバーサルサービス調整単価}$$



別表：離島ユニバーサルサービス算出係数等

お客さまの供給地点を供給区域とする一般送配電事業者ごとに、次のとおりいたします。

供給区域	係数			燃料価格 X	基準単価
	α	β	γ		
九州電力 送配電株式 会社	1.0	なし	なし	52,500	3 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

※上記供給区域は一般送配電事業者の供給区域と同一のものとします。

別表：離島ユニバーサルサービス算出係数等

お客さまの供給地点を供給区域とする一般送配電事業者ごとに、次のとおりいたします。

供給区域	係数			燃料価格 X	基準単価
	α	β	γ		
九州電力 送配電株式 会社	1.0000	<u>0.0000</u>	<u>0.0000</u>	52,500	3 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

※上記供給区域は一般送配電事業者の供給区域と同一のものとします。

※上記の各一般電気事業者は、事業の全部の譲渡、合併または会社分割（一般送配電事業の全部を承継させるものに限ります。）によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法に基づく認可を受けてこの一般送配電事業を承継した会社を含みます。  
本約款において同様とします。

付則

本約款は、2020年11月1日より適用する。

- 2016年4月1日 制定
- 2017年8月1日 改定
- 2017年10月1日改定
- 2018年6月25日改定
- 2019年4月1日 改定
- 2019年10月1日改定
- 2020年4月1日改定（一般送配電事業の分社化に伴い改定）
- 2020年11月1日改定

付則

本約款は、2022年8月1日より適用する。

- 2016年4月1日 制定
- 2017年8月1日 改定
- 2017年10月1日改定
- 2018年6月25日改定
- 2019年4月1日 改定
- 2019年10月1日改定
- 2020年4月1日改定（一般送配電事業の分社化に伴い改定）
- 2020年11月1日改定
- 2022年8月1日改定